

発議第3号

嘉喜山愛南町議会副議長に対する問責決議について

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年6月12日提出

提出者 愛南町議会議員 石川 秀夫

賛成者 愛南町議会議員 吉村 直城

嘉喜山愛南町議会副議長に対する問責決議

住民の代表である議員、そしてその議員を代表する愛南町議会副議長の立場であるにもかかわらず、その任に次の言動を基にその資質に疑義が生じたので問責するものである。

1. 令和8年3月議会定例会において一般質問の中で「言われたからといって何でもかんでも説明会を開催するって事はですね、町長の執行権がある以上、不要だと思っております。」と副議長としての考え方を述べられております。

これは、既に議会で説明会を開くことを令和8年1月28日の議員全員協議会で決定し、併せて執行部に説明会開催を要請する文書を議長名で令和8年2月9日付で提出されている事実があります。

先の副議長の考え方及び発言は、全議員の決定事項に対する挑戦であり、議会ルールを無視した暴挙で到底看過できない。

2. 令和8年4月10日の議員全員協議会で先の発言を謝罪されるのかと確認の意味も含めて質問させていただきました。

副議長からは、「一般質問で述べたとおり」と、考え方は変わっていないとの答弁でした。

副議長として全議員の決定事項を覆す発言をされている姿は到底看過できません。

令和8年5月21日にも議員全員協議会が開催されましたが、何らの反省の弁や謝罪もなく、先に発言した事実は残されており、副議長の責務を深く認識し猛省を促すために問責するものである。

以上決議する。

令和8年6月12日

愛南町議会